

競争参加者の資格に関する公示

沖縄防衛局が発注する与那国（28）駐屯地新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成28年11月11日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

- 1 工事名 与那国（28）駐屯地新設土木工事
- 2 工事場所 与那国駐屯地内
- 3 工事概要 本工事は、与那国駐屯地内における以下の土木一式工事等を行うものである。なお、本工事は難工事に指定する。
 1. 造成工事（掘削工 約3,200m³等）
 2. 舗装工事（アスファルト舗装 約8,500m²、コンクリート歩道約450m²等）
 3. 給水工事（埋設標柱設置 約150箇所）
 4. 法面工事（小型重力式擁壁H=0.88~1.995m 約120m、自然石積擁壁（琉球石灰岩使用） 約550m²等）
 5. 環境整備工事（森林表土利用工 t=3cm 約10,000m²、金網柵 H=1.8m 忍返付 約200m等）
 6. 撤去工事（仮設排水管撤去 φ300 約150m、仮設柵撤去 約300m、沈澱池撤去 一式等）
- 4 工期 平成29年8月31日
- 5 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部契約課
電話 098-921-8131（内線 154）
- 6 申請書の提出
 - (1) 提出期間 平成28年11月11日 から 平成28年12月1日 までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。平成28年12月1日 は正午まで。
 - (2) 提出場所 上記5に同じ。
 - (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出する。
 - ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し
 - イ 共同企業体協定書の写し
 - ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類

(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(平成28年11月11日 付沖縄防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第8と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成する。
申請書は、平成28年12月2日 以降、当該工事に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該開札の時点で審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3者の組み合わせとする。

- ア 防衛省における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「土木一式工事」又は「ほ装工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- イ 防衛省競争参加資格の「土木一式工事」又は「ほ装工事」に係る総合審査評価数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は土木一式:990点以上、ほ装工事:870点以上代表者以外の構成員は土木一式:760点~1,500点未満、ほ装工事:700点以上であること。
- ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていない。
- エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。
- オ 代表者については、沖縄県内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在する。
代表者以外の構成員については、沖縄県内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店が所在する。
沖縄県内については「入札公告(建設工事)」に示すとおり。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 代表者は、平成13年度以降入札公告日までに元請けとして、完成・引渡しが完了した工事のうち、
造成工事(切土又は盛土)及びアスファルト舗装工事の実績を有すること(但し、同一契約でなくてもよい)。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに元請けとして完成

・引渡しが完了した工事のうち、

造成工事（切土又は盛土）又はアスファルト舗装工事の実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事の入札説明書に示すものにあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ 建設業法の土木一式工事、ほ装工事業につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「土木一式工事、ほ装工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる。

(3) 出資比率要件

① 構成員の数が2者の場合、全ての構成員が、30%以上の出資比率である。

② 構成員の数が3者の場合、全ての構成員が、20%以上の出資比率である。

(4) 代表者の要件

代表者は、土木一式工事、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であつては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同企業体の名称は、「与那国（28）駐屯地新設土木工事 ○○建設・○○建設・○○建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。